

山口県報

令和4年
4月8日
(金曜日)

目 次

○告示

家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施（畜産振興課）

山口県告示第四百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

令和四年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 豚熱予防注射

(一) 目的

豚熱の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのししの全部

(四) 期日

令和四年四月十二日から令和五年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下注射又は筋肉内注射

令和四年四月八日印刷

発行人所

山口県知事庁